

# 宇城市 3D 都市モデルユースケース開発業務委託公募型プロポーザル方式実施要項

## I 事業の目的と業務の概要

### 1 目的

本業務は国土交通省が主導する「Project PLATEAU」の一環として令和4年度より創設された「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」を活用し、本市の重要な交通結節点である JR 松橋駅及び、都市拠点である駅周辺地区の地域課題について3D都市モデルを活用して解決策を見出し、今後の駅周辺再整備について検討をすることを目的としている。

この実施要項は、公募型プロポーザル方式により専門性、分析力、創造性、企画力、また同種の事業の実績を有するほか、3D都市モデルのユースケース開発(人流データの可視化)において、高度な技術力を発揮することができる事業者を選定することを目的とし、そのために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務委託の概要

#### (1) 委託名

宇城市 3D 都市モデルユースケース開発業務委託

#### (2) 提案内容範囲

別紙「宇城市 3D 都市モデルユースケース開発業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 委託期間

契約日の翌日から令和8年2月27日（金）まで

#### (4) 提案上限額

10,000千円(税込み)

ただし、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

### 3 プロポーザル実施スケジュール

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

項目	期 日	提出資料
(1)プロポーザルの公表	令和7年7月7日（月）	
(2)質問書の提出期限	令和7年7月8日（火）から 令和7年7月16日（水）まで	別紙1
(3)質問に関する回答	令和7年7月23日（水）	
(4)参加申出書の提出期限	令和7年7月28日（月）	様式第1号
(5)参加資格確認結果通知	令和7年8月7日（木）	様式第2号
(6)提案書の提出期限	令和7年8月14日（木）	様式第4号
(7)プレゼンテーションの実施	令和7年8月20日（水）	※別途通知
(8)評価委員会による審査	令和7年8月20日（水）	
(9)受託候補者の決定	令和7年8月20日（水）	

(10) 結果通知書	令和7年9月16日(火)以降	様式第6号、7号
(11) 契約内容に関する協議	令和7年9月下旬	
(12) 業務委託契約の締結(予定)	令和7年9月下旬	

※上記の日程は、都合により変更する場合があります。

#### 4 各項目の事務手続き

##### (1) 事務の受付

ア プロポーザルに関する質問(別紙1)は、メールにより事務局において行う。

イ プロポーザルに関する提案書等の受付は、メール、持参又は書留郵便により全て事務局にて行う。

ウ 受付時間は、9時から16時まで(土日、祝祭日を除く。)とする。

##### (2) 事務局

宇城市土木部 都市整備課 都市計画係(担当: 嶋北)

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL: 0964-32-1694(直通) FAX: 0964-32-0110

E-mail: [toshiseibika@city.uki.lg.jp](mailto:toshiseibika@city.uki.lg.jp)

## II 資格要件等について

### 1 プロポーザル参加の要件

参加できる者は、業務委託を効率的かつ効果的に実施でき、次の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加資格を有している者で市の競争入札参加資格を有している者で、測量・建築関係建設コンサルタント又は土木関係建設コンサルタントの業務登録をしていること。
- (3) 別紙仕様書第10条に記載する管理技術者等の資格要件及び実績要件を満たしていること。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (8) ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を保有している者であること。
- (9) ISO9001（品質マネジメントシステム）を保有している者であること。
- (10) 参加表明者は、下記に示される同種業務の実績を1件以上有していること。

同種業務：3D都市モデル整備に関連する業務（国交省都市局のProject PLATEAUに準じた整備）

## III 参加申込みについて

### 1 プロポーザル関係書類の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 令和7年7月7日（月）～令和7年7月23日（水）
- (2) 交付場所 宇城市ホームページ
- (3) 交付方法 電子データ

### 2 参加申出書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和7年7月28日（月）16時（必着）
- (2) 提出場所 〒869-0592  
熊本県宇城市松橋町大野85番地  
宇城市土木部都市整備課
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合は、平日9時～16時）
- (4) 提出書類  
ア 様式第1号「公募型プロポーザル参加申出書」  
イ 会社概要（任意様式、パンフレットの会社概要でも可）
- (5) 提出部数 1部

(6) その他提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者が負担すること。

#### IV 質問及び回答について

1 質問は、別紙1「質問書」により提出すること。

(1) 提出期限 令和7年7月16日(水) 16時

(2) 提出場所 宇城市土木部都市整備課

(3) 提出方法 電子メール toshiseibika@city.uki.lg.jp

※送信後、必ず電話により着信確認してください。

2 回答は宇城市ホームページで掲載し、個別の回答は行わない。なお、質問がない場合は、質問書の提出を要しない。

#### V 提案書について

1 提案書の作成について

提案書は、次の提案課題に沿った内容とし、また仕様書及び関係法令に適合するよう作成すること。

(1) 提案課題

課題項目	課題事項
1 業務内容	(1) 業務遂行 ・実施方針、スケジュール、配慮事項等 (2) 3D都市モデルの作成 ・建築物(LOD2)の作成範囲及び作成棟数の具体的な提案 (3) 人流データ等の取得 ・人流データの取得方法及び取得先についての具体的な提案 (4) 人流データ等の分析 ・取得した人流データの分析方法及び可視化方法の具体的な提案
2 その他独自の提案	・提案者が受託した場合の本市のメリットや提案者が業務を遂行する際のアピールポイント、この事業を実施するにあたっての提案者独自の取り組みについて記載
3 実施体制	・配置人員、担当者の保有資格及び業務経歴等について記載 ・配置予定の技術者が、過去10年間において担当した同種業務の全実績一覧を記載 ・人流解析データを3D都市モデルにおいて可視化したことにより、以後の具体的な整備等に効果的な提案がなされ、活用された事案があれば記載
4 業務実績	・提案者が、過去10年間において受託した同種業務の全実績

	一覧を記載
5 見積書	・本業務委託の見積額

## (2) 提案書の規格

ア 提出する書類の規格はA4縦版とし、ファイル形式「.PDF」とする。

イ 提案は、PRしたいポイントや記載内容の理由、提案趣旨を明確に示し、本業務に対する提案等で20ページ以内(10.5ポイント以上、字数6,000字程度を限度)とする。必要に応じてA3版を使用する場合は、原稿サイズ混合の設定をすること。なお、表紙はページに含まない。

ウ 審査過程において、提案内容を客観的かつ公平に審査するため、提案書には法人名を記載しないようにする。

## (3) 提案書の提出方法

ア 提案書は、メール又は電子媒体にてデータを提出すること。

なお、メールで送付する場合は、件名を「宇城市3D都市モデルユースケース開発\_提案書」とする。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日(令和7年8月14(木))の16時までに必着とすること。

## (4) その他

ア 提案書以外の書類は受理しない。

イ 提案は、1参加者につき1案のみとする。

ウ 提出期限に遅れた場合は失格とする。

エ この要項に定める以外の方法により審査員等の関係者に直接又は間接を問わず、連絡を求めた場合は失格とする。

オ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合は失格とする。

## 2 参加の辞退について

参加者は、提案書の提出期限までに、本業務の提案への参加を辞退することができる。辞退する場合は、その理由を記載した書面(A4版様式任意)を、事務局まで提出すること。

## VI 審査について

### 1 提案資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、提案資格を取り消すものとする。

(1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。

(2) IIに定める資格要件を満たさなくなったとき。

(3) 提案書等、提出した書類に虚偽の記載があるとき。

(4) 提案書の提出期限に遅れたとき。

(5) 提案上限額を超える提案をしたとき。

(6) 他の提案者と提案の内容、又はその意思について相談を行ったとき。

(7) 評価の公正性に影響を与える行為があったとき。

(8) その他、評価委員会が不適格と認めたとき。

## 2 審査方法

- (1) 本プロポーザル審査は、本業務委託に係る評価委員会の評価委員が、別紙評価基準により提案者の提案内容について審査を行うこととし、提案者ごとに絶対評価とする。
- (2) 評価委員会において、提案書の審査及びプレゼンテーションを実施する。
- (3) 提案者が4者以上のときは、評価委員によって評価基準に基づき事前に提案書の審査を行い、上位3者を選定する。ただし、提案者が3者以下のときは、この限りでない。
- (4) プレゼンテーションの概要は次のとおりとする。

ア 日時 令和7年8月中旬（予定詳細は別途通知）

イ 場所 宇城市役所会議室（詳細は別途通知）

ウ 人数 3名以内

エ 時間 50分（30分以内で説明、20分以内で質疑応答）

オ 機器 プロジェクター、その他必要な機器（パソコン等）は、提案者が準備すること。

なお、スクリーンは本市が準備する。

- (5) 評価点は満点を100点とし、最大及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。
- (6) 本プロポーザルの審査における最低基準点は60点とし、前号により算出した評価点がこれを下回る者は受託候補者とはなれない。
- (7) 提案者の提案内容により、評価基準に基づき独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会において、委員の判定に基づく採点の合計点により基準点以上を満たす者の中から一位の者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、業務内容及び業務実績の評価点合計が最も高い者を受託候補者として選定する。  
なお、総合評価点と同点で、かつ、業務内容及び業務実績の評価点合計が同点である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の総合評価点の高い者を受託候補者として選定する。
- (8) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。
- (9) 受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行うものとする。

## 3 審査結果について

### (1) 審査結果の通知

審査結果については、評価委員会終了後、参加者全てに対して次のとおり通知する。

ア 受託候補者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

イ 受託候補者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

ウ 審査結果については、ホームページ等での公表は行なわない。

エ 選定・不選定の理由等の説明については、上記の通知にあわせて自社以外の法人名等を

伏せた各受託候補者の総合点数の一覧表を送付することでこれに代えるものとし、それ以外の説明については行わない。

オ 受託候補者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、本要項IV-3に定める失格事項に該当することが判明した場合、又はその他の理由において契約ができない場合は当該審査結果を取り消すこととする。

また、受託候補者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、事務局まで持参すること。

## Ⅶ 契約について

### 1 契約の手続きについて

(1) 市と受託候補者は、仕様内容が決定した後、速やかに契約を締結する。

(2) 契約手続きは、宇城市契約事務取扱規則（平成17年規則第46号）の定めるところによる。

### 2 契約方法について

本業務実施にあたっての契約は、随意契約とする。

### 3 契約の保証について

受託候補者は、契約締結時までに、宇城市契約事務取扱規則第22条により契約保証金を納めなければならない。

## Ⅷ その他の注意事項

### 1 提出書類の取扱いについて

(1) 提出された提案書等は、返還しない。

(2) 市は、提出された提案書について、選定及び選定結果以外の目的で無断使用しない。

(3) 提出された提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。

ただし、市が必要と認める場合には、無償で使用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき、開示等を行う。

### 2 提出書類の作成及び提出に関する費用について

提出書類の作成及び提出、その他の提案協議に関する一切の費用については、市は負担しないものとする。

### 3 業務等の変更及び中止について

(1) 本市の財政事情の変化や、今後の社会情勢、その他不可効力により、本市は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。

(2) 本契約締結までに前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わない

ものとする。

#### 4 その他

##### (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

##### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託候補者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

##### (3) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

##### (4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用できないこととする。また、委託業務終了後も同様とする。